

第三者調査チームによる「大阪市政における違法行為等に関する調査報告」に対する大阪市の対応等について（抜粋）

指摘事項（概要）

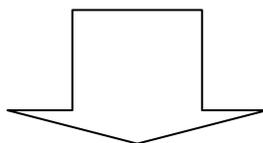
【6】規則に違反する疑いのある随意契約 [報告書 P.27]

1. 2012（平成24）年3月1日の「中間報告」によって解明された事実

- ・大阪市契約規則では「随意契約によろうとするときは、見積もりに必要な事項を示して2名以上の者から見積書を徴するものとする。ただし急施を要するときその他やむを得ない理由があるときは、この限りではない。」と定めているが、各部局の随意契約の中には急施を要するときその他やむを得ない理由があると言えないにもかかわらず、競争性のない形で随意契約が締結されている場合があると見受けられる。
- ・交通局では58年間にわたり、職員OBが天下っている市交通広告協同組合に対し、地下鉄・バスの車内広告の枠配分を委ねてきた実態があった。
- ・交通局によると、契約そのものは枠配分後、個々の広告業者と交通局との間で個別になされ、市交通広告協同組合に対しては広告業者から手数料が支払われるため、形式上は随意契約にあたらぬとのことだが、事実上、広告枠配分業務を特定者に継続的に委ね、対価が協同組合に流れてきたことは間違いなく、こうした金銭の流れはさらに調査を進める。

3. 提言 [報告書 P.66]

【提言6】 「中間報告」では、規則に違反する疑いのある随意契約として、交通局が58年間にわたって市交通広告協同組合と締結してきた随意契約を取り上げた。今後は、契約関係を監視するチームを立ち上げて、市の締結している契約を総点検することを期待したい。



<本市確認・対応>

1. 大阪市交通広告協同組合について

- 交通広告協同組合が行ってきた業務については、交通局において委託業務の内容を精査のうえ、実施事業者を24年度に公募し、25年度からは委託契約により実施することとした。

2. 協定・覚書等の調達手続きによらない契約案件の調査について

- 契約管財局と人事室の連名で全所属を対象に調査を実施した。調査対象は、契約規則に定める調達手続きによらず、過去3か年度（平成21～23年度）にわたって、特定の相手方に対して継続的に何らかの行為を請け負わせたり、あるいは認めることによって、結果として何らかの利得を相手方が得ることとなる案件で、形式上、契約の形態をとっていないもの、例えば、協定、覚書、あるいは許可・承認等の名称によるものを含み、有償・無償を問わないこととした。

○調査結果の分類

(1) 21所属から合計231件の回答があったが、うち53件については、行政財産使用許可を出していたり、協定等の相手方選定に際して公募を行っているなど、今回の調査対象外であった。(別紙1)

(2) 残る178件について精査し、次のように分類を行った。

- a 特に問題がないと考えられるもの 42件 (別紙2)
- b 公募化や覚書解約等による見直しを行うもの 31件 (別紙3)
- c 今後引き続き対応を検討すべきもの 105件 (別紙4)

○上記各分類に対する分析と今後の対応

各分類の分析結果と今後の対応は次のとおりである。

なお、契約手続きによらない協定・覚書等による場合にあっても、特定の者を相手方とするときは、透明性・公正性の向上を図る観点により、各所属において相手方の選定理由も含めた協定・覚書等の締結状況(案件名称・期間・合意内容・金額・相手方等)を公表するなどの取組を行う。

【 a 分類 】

- ・災害協定などの業務協力協定や市内部での協定、市民相談事業のほか、施設の維持管理や各種事業にかかる工事等にかかる協定等であり、取扱いとして、適正であると判断した。

【 b 分類 】

- ・今後は契約規則に基づく契約手続を行う。契約管財局が、各所属の改善のサポートを行い、適正な契約事務の執行の確保に努めることとし、見直しの実施について報告を受けることとした。

【 c 分類 】

- ・今後、公募化や事業の見直しなど、引き続き各所属で検討を行い、検討結果について、報告を受け、確認作業を行っていくことが必要である。
- ・また、82件を占める古紙等のリサイクル(無償)に関するものについては、より公正な手続きとするため、本市としての取扱いを契約管財局が整理した上で、各所属に通知等を行う。

3. 随意契約の適正化について

○今回の調査結果の「業務委託契約によるべきと認められるもの」も含めた随意契約全般について、その適正な事務の執行を確保するために、これまでの各所属での契約事務審査会でのチェックに加え、学識経験者等の外部委員により構成される大阪市入札等監視委員会を活用することによって、更なるチェック機能の強化に取り組んでいく。

○具体的には、各所属における契約事務審査会での審査状況全般や委員長が選定した個別案件に関する報告を大阪市入札等監視委員会に行い、同委員会での調査審議により、改善等が必要と認められたものには意見をいただいた上で、契約管財局が必要な対応策を策定し、その内容を全所属へフィードバックすることによって、適正化の推進を図ることとする。